

# ISO 14001 及び ISO 14005 の要求事項並びに ISO 14005 利用の手引き

本手引きは、ISO 14001 の要求事項に対応した ISO 14005 準拠段階型環境マネジメントシステム (JACO スキーム) の各段階における要求事項とその達成基準、判断基準を示したものです。

(1) 14005 段階欄の印の意味： ● は必須の要求項目、○ は必須以外の要求項目です。★ は前段階までにおいて ● となっていて、その継続を示しています。

(2) JUMP は、ISO 14001 そのものですので、全項目が ● または ○ になります。

(注) 項番欄の ( ) 内は、ISO 14005 の項番を示しています。

No.欄の shall は ISO 14001 の要求数 (61)、sub は ISO 14005 準拠段階型環境マネジメントシステム (JACO スキーム) として設定した要求数 (108) を示します。

sub の全 108 項目の要求事項のうち 46 項目が HOP の、81 項目が STEP の要求項目になっています。

項番	No.		ISO14001 要求事項	14005 段階		
	shal	sub		H O P	S T E P	J U M P
ISO14001 項目 (ISO14005 細分箇条)	shal	sub	ISO14001 要求事項			
4.1 一般要求 事項 (6.1)	1	1	組織は、この規格の要求事項に従って、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善し、どのようにしてこれらの要求事項を満たすかを決定すること。	●	○	★
	達成基準		HOP 項目の EMS の仕組みが構築され(文書化されていなくとも可)、どこまでどのように実施、維持するかが決定している。			
	判断基準		要求事項通り、EMSを確立し、実施し、どのようにEMSを満たすかを決めている。文書化されないまでも、インタビューにて同様なことが確認できる。			
	1	2	組織は、この規格の要求事項に従って、環境マネジメントシステムを文書化すること。		●	★
	達成基準		STEP 項目までの EMS の仕組みが文書化され(名称は問わず)、文書化されていない部分も、どこまでどのように実施、維持するかが決定している。			
	判断基準		要求事項通り、EMSを確立し、実施し、どのようにEMSを満たすかが文書化されている。			
	2	3	組織は、その環境マネジメントシステムの適用範囲を定め、文書化すること。	●	○	★
	達成基準		前項の文書に、組織名称、所在地、業務、要員(派遣、パートを含むか否か)等。なお、EMS 適用範囲を限定する場合はその記述が記載されていること。			
判断基準		適用範囲について左記が文書化されている。(チェリーピッキングはNG)				
4.2 環境方針 (6.4)	3	4	トップマネジメントは、組織の環境方針を定め、	★		
	達成基準		経営者又は経営層を代表する者が環境方針を定めている。			
	判断基準		経営者又は経営層を代表する者が環境方針を文書もしくは電子で定めている。			
	3	5	環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、環境方針が次の事	a) 組織の活動、製品及びサービスの、性質、規模及び環境影響に対して適切である。	●	★

	6	項を満たすことを確実にすること。	b) 継続的改善及び汚染の予防に関するコミットメントを含む。	★		
	7		c) 組織の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を順守するコミットメントを含む。	★		
	8		d) 環境目的及び目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	★		
	9		e) 文書化され、実行され、維持される。	★		
	10		f) 組織で働く又は組織のために働くすべての人に周知される。	★		
	11		g) 一般の人々が入手可能である。		●	★
	達成基準		a) 事業内容、環境影響を踏まえ、環境方針に取り上げられた目的・目標の枠組み(活動テーマにつながる内容記述)が適切である。			
			b) 環境方針の中で「継続的改善」及び「汚染の予防」を約束している。			
			c) 環境方針の中で「法的及びその他の要求事項の順守」を約束している。			
			d) 環境方針に目的・目標の設定及びレビューのための枠組み(活動テーマにつながる内容記述)として取り上げられた項目が、実際の目的・目標項目と整合している。			
			e) 最新版の環境方針が(印刷物、電子情報を問わず)文書化されている。			
			f) 環境方針周知の方法・ツール(文書・掲示物・電子情報など)が確立し、運用されている。			
			g) 環境方針がWEB公開されている、又は印刷物として配布の用意ができています。			
	判断基準		a) 環境方針に取り上げられた目的・目標の枠組みの記述が活動と整合(有言不実行、不言実行になっていない)しており、事業の性質・規模・環境影響から不適切な表記がないことが確認できる。			
			b) 環境方針の中で「継続的改善」及び「汚染の予防」を約束している。(「汚染の予防」は用語及び定義 3.18 記載の範囲で代用可)			
			c) 環境方針の中で「法的及びその他の要求事項の順			

			守」を約束している。				
			d) 環境方針から、shallNo.9【subNO.21】の活動が読み取れる記述となっている。				
			e) 最新版の環境方針が(印刷物、電子情報を問わず)文書化されている。				
			f) 環境方針周知の方法・ツール(文書、掲示物、電子情報など)が確立し、運用されている。				
			g) 一般の人々が入手可能である。				
4.3.1 環境側面 (6.1)	4	12	組織は、次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること。	a)1 環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、活動、製品及びサービスについて組織が管理できる環境側面及び組織が影響を及ぼすことができる環境側面を特定する。		●	★
		13		a)2 その際には、計画された若しくは新規の開発、又は新規の若しくは変更された活動、製品及びサービスも考慮に入れる。			★
		14		b) 環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある側面(すなわち著しい環境側面)を決定する。	★		
		達成基準		a)1 著しい環境側面について、直観的な決定(1段階)から、特定→決定の2段階とする。			
				a)2 -			
				b) 事業内容を踏まえて著しい環境側面を決定している。(直観的なもので可)			
		判断基準		a)1 著しい環境側面について、漏れなく特定(洗い出し)された環境側面の中から決定する2段階の仕組みがあり、特定、決定項目が適切であることが確認できる。			
				a)2 -			
				b) 事業内容を踏まえて著しい環境側面を決定した結果があり、明らかな漏れがないことを確認できる。当初は「特定→決定」の2段階でなく直観的な「決定」で可とする。			
		5	15	組織は、この情報を文書化し、常に最新のものにしておくこと。		●	○
	達成基準	最新の著しい環境側面を文書化している。					/
	判断基準	最新の著しい環境側面登録表を文書で確認できる。					
	6	16	組織は、その環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、著しい環境側面を確実に考慮に入れること。				★

	達成基準		-					
	判断基準		-					
4.3.2 法的及びその他の 要求事項 (6.2)	7	17	組織は、次の事項にかかわ る手順を確立し、実施し、維 持すること。	a)1 組織の環境側面に関して適用可 能な法的要求事項を特定し、参照する。	★			
		18		a)2 組織の環境側面に関して適用可 能な組織が同意するその他の要求事項 を特定し、参照する。		●	★	
		19		b) これらの要求事項を組織の環境側面 にどのように適用するかを決定する。			★	
	達成基準			a)1 事業内容を踏まえて適切な法的要求事項を決定し ている。(規制を受けるもの、届出、法的資格の必要な ものなど事業上重要なものは HOP で、規制を伴わない 法及びその他の要求事項は STEP からで可)				
				a)2 組織の環境側面に関して適用可能な組織が同意 するその他の要求事項を特定し、参照する。				
				b) -				
	判断基準			a)1 適用される法的要求事項を特定し一覧表にし参照で きるようにしている。(規制を受けるもの、届出、法的資 格の必要なものなど、業容から妥当であることが確認で きる。)				
				a)2 法令・条例以外に、業界・地域住民その他から環境 側面に関わる要求の中で 組織が同意する項目がある 場合は特定し、一覧表にして参照できるようにしてい る。				
				b) -				
	8	20	組織は、その環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえ で、これらの適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要 求事項を確実に考慮に入れること。					★
達成基準		-						
判断基準		-						
4.3.3 目的、目標 及び実施 計画 (6.5)	9	21	組織は、組織内の関連する部門及び階層で、文書化された環境目的及 び目標を設定し、実施し、維持すること。	★				
	達成基準		組織全体及び必要に応じ自ら定める単位で環境目的・目標を設定している。					
	判断基準		組織全体及び必要に応じ部門単位で設定した環境目的・目標を確認できる。 shallNo.4[subNO.14]で特定した項目の中で重要と思われるものから目的・目標が最低 限設定されていればよい。					

10	22	目的及び目標は、実施できる場合には測定可能であること。	●	○	★	
達成基準		目的・目標は、定量・定性を問わず、測定（進捗評価）可能な記述になっている。				
判断基準		目的・目標が測定（進捗評価）可能である、又は到達目標を確認できる。				
10	23	そして、汚染の予防、適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守並びに継続的改善に関するコミットメントを含めて、環境方針に整合していること。		●	★	
達成基準		目的・目標が環境方針に目的・目標への枠組みとして記述される活動内容と整合している。				
判断基準		目的・目標の各項目が、環境方針の中で目的・目標への枠組みとして記述されている活動内容とつながっていることを確認できる。				
11	24	その目的及び目標を設定しレビューするにあたって、組織は、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項並びに著しい環境側面を考慮に入れること。また、技術上の選択肢、財務上、運用上及び事業上の要求事項、並びに利害関係者の見解も考慮すること。		●	★	
12						
達成基準		目的・目標の設定にあたり「考慮に入れる」事項（著しい環境側面、法的及びその他の要求事項）及び「考慮する」事項（技術上の選択肢、財務上、運用上及び事業上の要求事項、並びに利害関係者の見解）の定めがあり、適切に反映されている。				
判断基準		目的・目標の設定にあたり、著しい環境側面、法的及びその他の要求事項が確実に考慮に入れられている（目的・目標に設定しない場合もその理由が明確であり、妥当である）ことを確認できる。				
13	25	組織は、その目的及び目標を達成するための実施計画を策定し、実施し、維持すること。	★			
達成基準		組織全体及び必要に応じ自ら定める単位で環境マネジメントプログラムが策定・実施・維持されている。				
判断基準		環境マネジメントプログラム（名称は違ってよい）文書で策定されていることを確認できる。（進捗管理は 4.5.1 で確認）				
14	26	実施計画は次の事項を含むこと。	a) 組織の関連する部門及び階層における、目的及び目標を達成するための責任の明示	●	○	★
	27		b) 目的及び目標達成のための手段及び日程		●	★
達成基準		a)環境マネジメントプログラムにはその活動の責任者が明示されている。 b)環境マネジメントプログラムに目的及び目標達成のための手段及び日程を含む。				
判断基準		a)環境マネジメントプログラム上で活動推進の責任者が特定されていることが確認できる。				

			b) 環境マネジメントプログラム上で目的・目標達成のための具体的手段及び日程が確認できる。				
4. 4. 1 資源、役割、 責任及び権限 (5. 2)	15	28	経営層は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、改善するために不可欠な資源を確実に利用できるようにすること。資源には、人的資源及び専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術、並びに資金を含む。	★			
	達成基準		経営層は EMS に必要な資源(ヒト・モノ・カネ)を提供している。				
	判断基準		経営層が EMS に必要な資源(ヒト・モノ・カネ)を提供していることを環境管理責任者へのインタビューから確認できる。				
	16	29	効果的な環境マネジメントシステムを実施するために、役割、責任及び権限を定めること。	●	○	★	
	達成基準		環境マネジメントシステム推進に当り、誰が何をすることがインタビューで確認できる。				
	判断基準		EMS 全体の組織体制及び主な役割・責任・権限が定められていることが確認できる。				
	16	30	役割、責任及び権限を文書化し、かつ周知すること。		●	★	
	達成基準		環境マネジメントシステム推進に当り、誰が何をすることが文書化され、周知されている。				
	判断基準		EMS 全体の組織体制図及び主な役割・責任・権限がマニュアル等の文書で定められ、周知されていることが確認できる。				
	17	31	組織のトップマネジメントは、特定の管理責任者(複数も可)を任命すること。	●	○	★	
	達成基準		経営層に任命された管理責任者がいる。(経営者の兼務も可)				
	判断基準		経営層が任命した管理責任者(呼称は他でも可)が誰かを確認できる。(経営者の兼務も可)				
	18	32	その管理責任者は、次の事項に関する定められた役割、責任及び権限を他の責任にかかわりなくもつこと。	a) この規格の要求事項に従って、環境マネジメントシステムが確立され、実施され、維持されることを確実にする。	●	○	★
		33		b) 改善のための提案を含め、レビューのために、トップマネジメントに対し環境マネジメントシステムのパフォーマンスを報告する。	●	○	★
達成基準			a)管理責任者は、定められた EMS 推進の役割を認識し、遂行している。 b) 管理責任者は、トップによるレビューのために、EMS のパフォーマンス報告及び改善提案の役割を認識し、遂行している。(通常実施の定例会議等でも可)				

		判断基準	<p>a) 管理責任者は、shallNo.16【subNO.29】で定められた自らの役割・責任・権限を認識し、遂行していることをインタビューで確認できる。</p> <p>b) 管理責任者は、shallNo.16【subNO.29】で定められた自らの役割・責任・権限のうち、マネジメントレビューにおける shallNo.60【subNO.101】(環境パフォーマンス情報の INPUT)及び shallNo.60【subNO.106】(改善への提案)を認識し、遂行していることを確認できる。</p>			
4. 4. 2 力量、教育 訓練及び 自覚 (5. 3)	19	34	組織は、組織によって特定された著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を組織で実施する又は組織のために実施するすべての人が、適切な教育、訓練又は経験に基づく力量を持つことを確実にすること。		●	★
		達成基準	力量(能力及び経験が必要な作及び対象者を特定し、適切な教育を実施する仕組みがあり、適切に運用されている。			
		判断基準	著しい環境側面に関連し、能力及び経験が必要な作業について、力量及び対象者を特定し、適切な教育訓練を行う仕組みがあり、適切に運用されていることを確認できる。			
	20	35	また、これに伴う記録を保持すること。		●	★
		達成基準	力量の必要な教育、訓練実施の記録を保持している。			
		判断基準	前項の力量教育の結果が適切に記録されていることを確認できる。			
	21	36	組織は、その環境側面及び環境マネジメントシステムに伴う教育訓練のニーズを明確にすること。		●	★
		達成基準	環境側面に関連した教育のニーズが明確にされ、教育コースが設定されている。(例: 著しい環境側面以外も含めて環境教育が必要と自ら決定したもの。新人・階層別教育等)			
		判断基準	教育ニーズが明確にされ、必要に応じた教育計画が設定されていることを確認できる。(例: 著しい環境側面以外も含めて環境教育が必要と自ら決定したもの。新人・階層別教育等を含めて可)			
	22	37	組織は、そのようなニーズを満たすために、教育訓練を提供するか、又はその他の処置をとること。		●	★
		達成基準	ニーズに基づく教育を満たすために、教育訓練以外の方法をとってもよいことが明確にされている。(例: 社外セミナーなど)			
		判断基準	ニーズに基づく教育を満たすために、教育訓練以外の方法をとってもよいことが明確にされている(例: 社外セミナーなど)、または認識されていることを確認できる。			
	23	38	また、これに伴う記録を保持すること。		●	★
		達成基準	ニーズに基づく環境教育の記録を保存する定めがあり、記録が保持されている。			
	判断基準	前項のニーズに基づく教育の結果が適切に記録されていることを確認できる。				
24	39	組織は、組織で働く又は組織のために働く人々に次の	a) 環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合すること	★		

			事項を自覚させるための手順を確立し、実施し、維持すること。	の重要性			
	40			b) 自分の仕事に伴う著しい環境側面及び関係する顕在又は潜在の環境影響、並びに各人の作業改善による環境上の利点		●	★
	41			c) 環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任		●	★
	42			d) 規定された手順から逸脱した際に予想される結果		●	★
	達成基準			a) 環境方針及び環境マネジメントプログラム周知のための教育が実施されている。 b) 自覚教育教材にb)項の教育のための資料を含む(例: 各自の業務内容と環境とのつながり。省エネ⇒地球温暖化防止など) c) 自覚教育教材にc)項の教育のための資料を含む(例: EMS の最高責任者・環境管理責任者は誰か。自部署内の EMS の役割分担など) d) 自覚教育教材にd)項の教育のための資料を含む(例: 省エネ・省資源・分別などを行わないとどうなるかなど)			
	判断基準			a) EMS の重要さを自覚させるための教育が実施されていることを確認できる。教材には環境マネジメントプログラムも含まれていることが確認できる。 b) 自覚教育にb)項の教育が含まれていることを確認できる(例: 各自の業務内容と環境とのつながり。省エネ⇒地球温暖化防止など) c) 自覚教育にc)項の教育が含まれていることを確認できる(例: EMS の最高責任者・環境管理責任者は誰か。自部署内の EMS の役割分担など) d) 自覚教育教材にd)項の教育が含まれていることを確認できる(例: 省エネ・省資源・分別などを行わないとどうなるかなど)			
4. 4. 3 コミュニケーション (5. 1)	25	43	組織は、環境側面及び環境マネジメントシステムに関し	a) 組織の種々の階層及び部門間での内部コミュニケーション		●	★
		44	て次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること。	b) 1 外部の利害関係者からの関連するコミュニケーションについて受け付け、対応する。	●	○	★



	45		b)2 外部の利害関係者からの関連するコミュニケーションについて受け付け、文書化し、対応する。		★		
	達成基準		a) 内部コミュニケーションの対応手順(例:朝礼、社内会議、イントラネットなど)が定められ、手順通りに運用されている				
			b)1 外部コミュニケーションの対応手順(例:年次報告書、ニュースレター、ウェブサイトなど)が定められ、手順通りに運用されている。				
			b)2 外部コミュニケーションの対応手順(例:年次報告書、ニュースレター、ウェブサイトなど)が定められ、手順通りに運用され、記録されている。				
	判断基準		a) 内部コミュニケーションの対応手順(例:朝礼、社内会議、イントラネットなど)が定められていることを確認できる。				
			b)1 外部からの情報があった場合は、対応ルール(文書化は求めない)通りに運用されていることがインタビューで確認できる。				
			b)2 外部からの情報があった場合は、対応結果を含めて記録されていることが確認できる。				
26	46	組織は、著しい環境側面について外部コミュニケーションを行うかどうかを決定し、その決定を文書化すること。			★		
27							
	達成基準		—				
	判断基準		—				
28	47	外部コミュニケーションを行うと決定した場合は、この外部コミュニケーションの方法を確立し、実施すること。			★		
	達成基準		—				
	判断基準		—				
4.4.4 文書類 (5.5)	29	48	環境マネジメントシステム	a) 環境方針、目的及び目標	●	○	★
		49	文書には、次の事項を含めること。	b) 環境マネジメントシステムの適用範囲の記述	●	○	★
		50		c) 環境マネジメントシステムの主要な要素、それらの相互作用の記述、並びに関係する文書の参照		●	★
		51		d) この規格が要求する、記録を含む文書			★
		52		e) 著しい環境側面に関係するプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した、記録を含む文書。			★
		達成基準			a) 環境方針、目的及び目標が文書化されている。		

	判断基準	b) EMS の適用範囲が文書化されている。					
		c) 第一次文書、第二次文書、第三次文書等の関係が分かるように文書化されている。					
		d) -					
		e) -					
		a) 環境方針、目的及び目標が文書化されていることを確認できる。					
		b) EMS の適用範囲が文書化されていることを確認できる。					
		c) 文書体系(ピラミッド)図、文書類一覧表(マニュアル・基準書・記録)などにより文書類の全体と相互関係が確認できる。					
		d) -					
		e) -					
4. 4. 5 文書管理 (5. 6)	30	53	環境マネジメントシステム及びこの規格で必要とされる文書は管理すること。			★	
	達成基準		-				
	判断基準		-				
	31	54	記録は文書的一种ではあるが、4. 5. 4に規定する要求事項に従って管理すること。	●	○	★	
	達成基準		記録の管理については別途定める仕組み(4.5.4)がある。				
	判断基準		記録の管理については別途定めがあることを確認できる。				
	32	55	組織は、次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること	a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。	●	○	★
		56		b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。		●	★
		57		c) 文書の変更の識別及び現在の改訂版の識別を確実にする。		●	★
		58		d) 該当する文書の適切な版が、必要に応じて、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。		●	★
		59		e) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。	●	○	★
60		f) 環境マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。				★	
61		g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。				★	
達成基準		a) 文書は発行前に審査され承認されている。					
		b) 文書を必要に応じ見直し、最新状態に改訂している。					

			<p>c) 文書変更・改訂の履歴が確実に残されている。</p> <p>d) 必要な文書の必要な版が、必要なときに必要なところで利用できるように管理されている。</p> <p>e) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態である。</p> <p>f) -</p> <p>g) -</p>				
		判断基準	<p>a) マニュアル、手順書等の審査・承認(日付・権限者)が適切であることを確認できる。</p> <p>b) 文書が必要に応じ見直され、最新状態に改訂されていることを確認できる。</p> <p>c) 文書変更・改訂の履歴が確実に残されていることを確認できる。</p> <p>d) 検査の過程を通して、必要な文書の必要な版が、必要なときに必要なところで利用できるように管理されていることが確認できる。</p> <p>e) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態であることが確認できる。</p> <p>f) -</p> <p>g) -</p>				
4. 4. 6 運用管理 (6. 6)	33	62	<p>組織は、次に示すことによって、個々の条件の下で確実に運用が行われるように、その環境方針、目的及び目標に整合して特定された著しい環境側面に伴う運用を明確にし、計画すること。</p>	a) 文書化された手順がないと環境方針並びに目的及び目標から逸脱するかもしれない状況を管理するために、文書化された手順を確立し、実施し、維持する。	★	☆	☆
		63		b) その手順には運用基準を明記する。		●	★
		64		c)1 組織が用いる物品及びサービスの特定された著しい環境側面に関する手順を確立し、実施し、維持すること。			★
		65		c)2 並びに請負者を含めて、供給者に適用可能な手順及び要求事項を伝達する。			★
		達成基準		<p>a) 著しい環境側面の中で、文書化された運用手順が必要なものが特定され、文書化されている。</p> <p>b) 手順の中に運用基準(守るべき項目、数値基準等)を含む場合は明記している。</p> <p>c)1 -</p> <p>c)2 -</p>			
		判断基準	<p>a) 文書化された手順がないと支障を生ずると特定された項目について、手順書が作成されていることを確認できる。</p> <p>b) 手順の中に運用基準(守るべき項目、数値基準等)が必要な場合は明記されていることを確認できる。</p> <p>c)1 -</p>				

4. 4. 7 緊急事態への準備及び対応 (6. 7)	34	66	組織は、環境に影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態及び事故を特定する(ための手順を確立し、実施し、維持する)こと。	●	○	★
	達成基準		潜在的な緊急事態及び事故が特定されている。(4. 3. 1で特定してもよい)			
	判断基準		外部に悪影響を及ぼす可能性のある潜在的な緊急事態及び事故が具体的に特定されていることが確認できる。(特定する手順までは求めない)			
	34	67	またそれらにどのようにして対応するかの手順を確立し、実施し、維持すること。	●	○	★
	達成基準		潜在的な緊急事態及び事故への対応手順が作成されている。			
	判断基準		前項で特定された潜在的な事象ごとに作成された対応手順を確認できる。			
	35	68	組織は、顕在した緊急事態や事故に対応し、それらに伴う有害な環境影響を予防又は緩和すること。	●	○	★
	達成基準		緊急事態・事故発生時の対応・予防・緩和手順が作成されている。			
	判断基準		緊急事態・事故発生時の対応・予防・緩和手順を確認できる。			
	36	69	組織は、緊急事態への準備及び対応手順を、定期的に、また特に事故又は緊急事態の発生の後には、レビューし、必要に応じて改訂すること。		●	★
	達成基準		緊急事態への準備・対応手順を定期的に見直している。			
	判断基準		緊急事態への準備・対応手順を定期的に見直していることを確認できる。			
37	70	組織は、また、実施可能な場合には、そのような手順を定期的にテストすること。		●	★	
達成基準		実施可能な場合には、緊急事態への準備・対応手順を定期的に訓練している。				
判断基準		実施可能な場合には、緊急事態への準備・対応手順を定期的に訓練していることを確認できる。				
4. 5. 1 監視及び測定 (6. 8)	38	71	組織は、著しい環境影響を与える可能性のある運用のかぎ(鍵)となる特性を定常的に監視及び測定するための手順を確立し、実施し、維持すること。	★	☆	☆
	達成基準		著しい環境側面の監視・測定手順が定められ、定め通りに運用されている。			
	判断基準		著しい環境側面の監視・測定手順が定められ、定め通りに運用されていることを確認できる。			
	39	72	この手順には、パフォーマンス、適用可能な運用管理、並びに組織の環境目的及び目標との適合を監視するための情報の文書化を含めること。	★	☆	☆
	達成基準		環境目的・目標の進捗、上記4. 4. 6で特定した運用管理項目の実施結果は文書化されている。			
	判断基準		環境目的・目標の進捗及び運用管理項目の実施結果が文書化されていることを確認できる。			
	40	73	組織は、校正された又は検証された監視及び測定機器が使用され、維持されていることを確実にし、			★
	達成基準		-			
判断基準		-				
41	74	また、これに伴う記録を保持すること。			★	

	達成基準	—					
	判断基準	—					
4. 5. 2 順守評価 (6. 3)	42	75	順守に対するコミットメントと整合して、組織は、適用可能な法的要求事項の順守を定期的に評価するための手順を確立し、実施し、維持すること。	★	☆	☆	
	達成基準	特定したその他の要求事項についての定期的順守(守られているか否かの評価)の仕組みがあり、適切に実施されている。					
	判断基準	特定した法的要求事項についての定期的順守評価の仕組み及び評価結果が適切であることを確認できる。(項目が多い場合は影響度の大きいものから順にサンプリングでも可とする)					
	43	76	組織は、定期的な評価の結果の記録を残すこと。	★	☆	☆	
	達成基準	前項の評価結果が記録されている					
	判断基準	前項の評価結果の記録(内容が適切であることを含む)を確認できる。					
	44	77	組織は、自らが同意するその他の要求事項の順守を評価すること。組織は、この評価を4. 5. 2. 1にある法的要求事項の順守評価に組み込んでもよいし、別の手順を確立してもよい。		●	★	
	達成基準	特定したその他の要求事項についての定期的順守(守られているか否かの評価)の仕組みがあり、適切に実施されている。(法的要求事項の定期的順守評価の仕の仕組みがあり、適切に実施されていてもよい)					
	判断基準	特定したその他の要求事項についての定期的順守評価の仕組み及び評価結果が適切であることを確認できる。(法的要求事項の順守評価の仕組みに統合も可)					
	45	78	組織は、定期的な評価の結果の記録を残すこと。		●	★	
	達成基準	その他の要求事項の定期的順守結果の記録の仕組みがあり、適切に保管されている。					
	判断基準	前項の評価結果の記録(内容が適切であることを含む)を確認できる。					
4. 5. 3 不適合並びに是正処置及び予防処置 (6. 10)	46	79	組織は、顕在及び潜在の不適合に対応するための並びに是正処置及び予防処置をとるための手順を確立し、実施し、維持すること。	●	○	★	
	達成基準	顕在及び潜在の不適合に対応する是正処置、予防処置の方法が定められ、実施されている。					
	判断基準	顕在及び潜在の不適合への対応手順が整理されていることを確認できる。(個別の内容については以下)					
	47	80	手順は、次の事項に対する要求事項を定めること。	a) 不適合を特定し、修正し、それらの環境影響を緩和するための処置をとる。	★	☆	☆
		81		b) 不適合を調査し、原因を特定し、再発を防ぐための処置をとる。	★	☆	☆
		82		c) 不適合を予防するための処置の必要性を評価し、発生を防ぐために立案された適切な処置を実施する。		●	★
		83		d) とられた是正処置及び予防処置の結果を記録する。	●	○	★
		84		e) とられた是正処置及び予防処置の有効性をレビューする。			★

	達成基準		a) その仕組みには発生した問題事象、発生の恐れのある事象に対する解決、改善策、再発防止の方法が不適合の特定、修正、緩和処置の定めを含み、定め通り運用されている。		
			b) その仕組みには不適合の調査、原因特定、再発防止処置の定めを含み、定め通り実施されている。		
			c) 必要な場合は予防処置(ある基準を超えそうな場合の対応処置、水平展開など)を立案する定めがあり、適切に運用されている。		
			d) その仕組みには是正処置及び予防処置の結果記録の定めを含み、定め通り実施されている。		
			e) -		
	判断基準		a) 活動進捗・法令違反等の区分ごとに不適合が具体的に特定され、それぞれ修正、緩和処置が定められ、運用されていることを確認できる。		
			b) 不適合発生時の対応手順には、不適合の調査、原因特定、再発防止処置の項目が含まれ、定め通り実施されていることを確認できる。		
			c) 必要な場合は予防処置(ある基準を超えそうな場合の対応処置、水平展開など)を立案する定めがあり、適切に運用されていることを確認できる。		
			d) 発生した不適合の是正処置・予防処置の記録を確認できる。		
			e) -		
48	85	とられた処置は、問題の大きさ、及び生じた環境影響に見合ったものであること。	●	★	
達成基準		是正処置は問題の大きさの程度に見合ったものとする定めがあり、適切に運用されている。			
判断基準		是正処置は問題の大きさの程度に見合ったものとする定めがあり、適切に運用されていることを確認できる。			
49	86	組織は、いかなる必要な変更も環境マネジメントシステム文書に確実に反映すること。	●	★	
達成基準		是正処置に伴い必要な EMS の変更は文書類に反映する定めがあり、適切に運用されている。			
判断基準		是正処置に伴い必要な EMS の変更は文書類に反映する定めがあり、適切に運用されていることを確認できる。			
4. 5. 4 記録の管理 (5. 4)	50	87	組織は、組織の環境マネジメントシステム及びこの規格の要求事項への適合並びに達成した結果を実証するのに必要な記録を作成し、維持すること。		★
	達成基準		-		
	判断基準		-		
	51	88	組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄についての手順を確立し、実施し、維持すること。	●	★
	達成基準		記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄についての定めがあり、適切に運用されている。		
	判断基準		記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄についての定めがあり、適切に運用されていることを確認できる。		

	52	89	記録は、読みやすく、識別可能で、追跡可能な状態を保つこと。	●	○	★		
	達成基準		記録は分かりやすいところに整理して保管され、容易に取り出すことができる。					
	判断基準		検査過程を通して、必要な記録を支障なく取り出すことができることが確認できる。					
4. 5. 5 内部監査 (6. 9)	53	90	組織は、次の事項を行うために、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムの内部監査を確実に実施すること。	a) 組織の環境マネジメントシステムについて次の事項を決定する。 1) この規格の要求事項を含めて、組織の環境マネジメントのために計画された取り決め事項に適合しているかどうか。 2) 適切に実施されており、維持されているか。		★		
				b) 監査の結果に関する情報を経営層に提供する。		★		
	達成基準		a) - b) -					
	判断基準		a) - b) -					
	54	92	監査プログラムは、当該運用の環境上の重要性及び前回までの監査の結果を考慮に入れて、組織によって計画され、策定され、実施され、維持されること。			★		
	達成基準		-					
	判断基準		-					
	55	93	次の事項に対処する監査手順を確立し、実施し、維持すること。 — 監査の計画及び実施、結果の報告、並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び要求事項 — 監査基準、適用範囲、頻度及び方法の決定			★		
				達成基準		-		
				判断基準		-		
56	94	監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。			★			
			達成基準		-			
			判断基準		-			
4. 6 マネジメント レビュー (6. 11)	57	95	トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムをレビューすること。	★	☆	☆		
				達成基準		マネジメントレビューが定期的実施されている		
	判断基準		マネジメントレビュー議事録により、レビューが定期的実施されていることを確認できる。					
	58	96	レビューは、環境方針、並びに環境目的及び目標を含む環境マネジメントシステムの改善の機会及び変更の必要性の評価を含むこと。	●	○	★		

達成基準		マネジメントレビューには、環境方針、環境目的・目標を含む EMS の改善の余地及び変更の必要性の評価を含めている。				
判断基準		インプット情報 shallNo.60【subNO.99】(順守評価),shallNo60【subNO.102】(目的・目標の達成度)を踏まえ、環境方針、目的・目標変更の必要性の検討内容を確認できる。				
59	97	マネジメントレビューの記録は、保持されること	●	○	★	
達成基準		マネジメントレビューの記録がある。				
判断基準		適切に作成・承認されたマネジメントレビュー議事録を確認できる。				
60	98	マネジメントレビューへの	a)1 内部監査の結果		★	
	99	インプットは、次の事項を含むこと。	a)2 法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の結果 (HOP では、その他の要求事項は不要)	★	☆	☆
			b) 苦情を含む外部の利害関係者からのコミュニケーション			★
			c) 組織の環境パフォーマンス		●	★
			d) 目的及び目標が達成されている程度	★	☆	☆
			e) 是正処置及び予防処置の状況			★
			f) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ		●	★
			g) 環境側面に関係した法的及びその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況			★
			h) 改善のための提案		●	★
100				★		
101			●	★		
102			★	☆	☆	
103					★	
104				●	★	
105					★	
106				●	★	
達成基準			a)1 -			
			a)2 インプット情報として「順守評価結果」が含まれている。			
			b) -			
			c) インプット情報として「組織の環境パフォーマンス」(目的・目標ほか決められた運用の実績値)が含まれている。			
			d) インプット情報として「目的・目標の進捗状況」が含まれている。			
			e) -			
			f) インプット情報として「前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ」が含まれている。			
			g) -			
			h) インプット情報として「改善のための提案」が含まれている			
判断基準			a)1 -			
			a)2 マネジメントレビュー議事録に、インプット情報として「順守評価結果」(別途 4.5.2 順守評価検査で未確認の場			



			合は結果の有効性を含む)を確認できる。			
			b) -			
			c) マネジメントレビュー議事録に、インプット情報として「組織の環境パフォーマンス」(目的・目標ほか決められた運用の実績値)を確認できる。			
			d) マネジメントレビュー議事録に、インプット情報として「目的・目標の進捗状況」を確認できる。			
			e) -			
			f) マネジメントレビュー議事録に、インプット情報として「前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ」の結果が掲載され、トップの重大な指示等が放置されていないことを確認できる。			
			g) -			
			h) マネジメントレビュー議事録に、インプット情報として「改善のための提案」の項目及び内容(内容のレベルは問わない)を確認できる。			
61	107	マネジメントレビューからのアウトプットには、継続的改善へのコミットメントと首尾一貫させて、	環境方針、目的、目標加え得る変更に関する、あらゆる決定及び処置を含むこと。	★	☆	☆
			その他の環境マネジメントシステムの要素へ加え得る変更に関する、あらゆる決定及び処置を含むこと。			★
		達成基準	アウトプットには環境方針、目的・目標の変更に関する決定・処置を含めている。			
		判断基準	マネジメントレビュー議事録に、環境方針、目的・目標の変更に関する決定・処置(変更なしを含む)を確認できる。			